

秩父銘仙利活用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父銘仙の利活用を奨励することにより、伝統産業である秩父銘仙の振興及びPRを行い、伝統産業の保存・継承を推進するため、予算の範囲内において秩父銘仙利活用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 秩父銘仙 秩父地域で作られている先染め、平織りの絹織物（秩父太織を含む。）、模様銘仙にあつては、さらに「ほぐし捺染」「ほぐし織り」の技法を用いて織りあげた織物又はそれらに類する製品をいう
- (2) 伝統工芸士 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会認定の伝統工芸士及び埼玉県伝統工芸士をいう。
- (3) 秩父地域 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、秩父銘仙を購入し利活用する、秩父市内に住所を有する又は市内在勤在学若しくは市内で対面接客を主とする店舗を営業する個人又は法人であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 秩父銘仙協同組合、秩父銘仙協同組合員である織元、秩父地域内に事業所のある伝統工芸士又は秩父産の繭を使用し製造する秩父地域内の事業者が製造した秩父銘仙製品又はこれらの事業者の秩父銘仙を加工する秩父地域内の事業者が加工した秩父銘仙製品を秩父地域内の事業者及び店舗から10万円（消費税を除く。）以上、購入する者
- (2) 購入した秩父銘仙を、衣類（着物、洋服、装飾品を含む。以下同じ。）として仕立て着用し、又は自身が営業する対面接客を主とする店舗において着用し、若しくは対面接客を主とする店舗の内装として使用する者
- (3) 購入した秩父銘仙を着用若しくは店舗の内装として使用した写真データを市に提出すること及び市の広報物（HP、SNS、市報等）に掲載することに同意する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、市長が不適格であると認める者
- (3) 過去に当奨励金の交付を受けた者（店舗を含む。）
- (4) 団体で着用することを目的とする衣類を個々で購入する者
- (5) その他市長が適当でないと認める者

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、秩父銘仙利活用奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、関係書類を添付までに市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、秩父銘仙利活用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第8条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は既に交付された奨励金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたものと認めたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。